

宮城県公報

発行

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

○被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則

○在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

訓 令 甲

○附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

訓令

告 示

○手数料条例第二条第一項の表二百九十五の項1の知事が指定する者について

規 則

知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

○宮城県規則第十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則
知事等及び職員の特例に関する条例(平成二十五年宮城県条例第八号)第三条の規則で定める区分は、次の表のとおりとする。

区 分	割 合
宮城県人事委員会規則七、十八(管理職手当)第一条第一項に規定する職に係る同条第二項の規定による区分(以下「管理職手当に係る区分」という。)が一種又は二種の職を占める職員	百分の五
管理職手当に係る区分が二種の職を占める職員	百分の四
管理職手当に係る区分が一種、二種又は三種の職以外の職を占める職員	百分の三

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを、「本人確認情報の提供方法」に改め、同条中「第三条」の下に、「及び第六条」を加え、「区域内の市町村の執行機関への」を削る。

第十一条第二十一項中、「別表第二十九号」を、「別表第二十九号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中、「別表第二十八号」を、「別表第二十八号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中、「別表第二十七号」を、「別表第二十六号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 条例別表第二十七号の規則で定める事務は、修学資金等の貸付けに係る債権の回収に関する当該修学資金等の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一条第十八項中、「別表第二十六号」を、「別表第二十五号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中、「別表第二十五号」を、「別表第二十四号」に改め、同項を同条第二十

六項とし、同条第十六項中「別表第二第十四号」を「別表第二第二十三号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項中「別表第二第十三号」を「別表第二第二十二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十四項中「別表第二第十二号」を「別表第二第二十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十三項中「別表第二第十一号」を「別表第二第十九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 条例別表第二十号の規則で定める事務は、修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する当該修学資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一條第十二項中「別表第二第十号」を「別表第二第十八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「別表第二第九号」を「別表第二第十七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「別表第二第八号八」を「別表第二第十五号八」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 条例別表第二第十六号の規則で定める事務は、家賃、駐車場の使用料又は過料の徴収に関する入居者（入居者であつた者を含む。）若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一條第九項中「別表第二第八号口」を「別表第二第十五号口」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「別表第二第八号イ」を「別表第二第十五号イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「別表第二第七号」を「別表第二第十四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「別表第二第六号」を「別表第二第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「別表第二第五号」を「別表第二第十二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「別表第二第四号」を「別表第二第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 条例別表第二十一号の規則で定める事務は、がん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

第十一條第三項中「別表第二第二号」を「別表第二第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「別表第二第二号」を「別表第二第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 条例別表第二第六号の規則で定める事務は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律昭和二十八年法律第三十五号（第五十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実の審査とする）。

7 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、児童扶養手当の過誤払による返還金に係る債権の回収に関する受給資格者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関するこれらの貸付金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一條第一項中「別表第二第一号」を「別表第二第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出に関する宗教法人の役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例別表第二第一号の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第二項の規定による費用の徴収に関する本人若しくはその扶養義務者又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定による登録の申請の受理その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 肥料取締法第十三条第一項、第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條若しくは第二十三條の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第十一條の次に次の一條を加える。

（本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務）

第十二條 条例別表第三教育委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）による授業料、受講料及び寄宿舎料の徴収に関する高等学校に在学し、若しくは在学していた生徒又はこれらの者の法定代理人若しくは相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 高等学校の定時課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和四十九年宮城県条例第四十八号）による修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する当該修学資金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三 高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する当該奨学資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例(平成二十五年宮城県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定医療機関)

第二条 条例第三条第一号の特定医療機関は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町の区域に存する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

第一条の五第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)及び同法第七条の許可を受けた病院

二 公立志津川病院及び公立南三陸診療所

(貸付金額)

第三条 条例第五条において準用する看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号。以下「看護学生貸付条例」という。)

第四条第一項の規則で定める修学資金の貸付金額は、次の表の上欄に掲げる養成施設又は大学院に在学する者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区 分	貸付金額
保健師、助産師又は看護師の養成施設	月額 五万円
准看護師の養成施設	月額 三万円
大学院の修士課程又は博士課程	月額 五万円

(貸付けの申請手続)

第四条 条例第五条において準用する看護学生貸付条例第五条の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者(大学院の修士課程又は博士課程(以下単に「大学院」という。))に在学する者

を除く。)は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に、養成施設の長の推せん書(様式第二号)を添えて知事に提出しなければならない。

2 大学院に在学する者で条例第五条において準用する看護学生貸付条例第五条の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に当該大学院を設ける大学の長が発行する当該大学院に在学している旨を証明する書類及び保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号)第十条に規定する保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録されている旨を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(保証人)

第五条 条例第五条において準用する看護学生貸付条例第六条第一項に規定する保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還の責めを負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一名は原則として、その者の法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願(様式第三号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定通知)

第六条 知事は、条例第五条において準用する看護学生貸付条例第七条の規定により修学資金の貸付けの適否を決定した場合は、貸付決定通知書(様式第四号)又は貸付不承認決定通知書(様式第五号)により申請者に通知するものとする。

(受領書等の提出)

第七条 修学資金の貸付けを受けた者は、修学資金を受領したときは、受領の日から七日以内に修学資金受領書(様式第六号)及び保証人の連署した借用証書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(償還の方法)

第八条 修学資金は、貸付けを受けた合計額について一括して償還するものとする。

(償還免除の申請手続)

第九条 条例第四条の規定に基づき修学資金の償還の免除を受けようとする者は、修学資金償還免除申請書(様式第八号)に同条第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証するに足りる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(業務従事期間の計算)

第十条 条例第四条に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとする。

(償還明細書)

第十一条 条例第五条において準用する看護学生貸付条例第十条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者は、当該事由が生じた日から起算して一月以内に修学資金償還明細書（様式第九号）を知事に提出しなければならない。（償還猶予の申請手続）

第十二条 条例第五条において準用する看護学生貸付条例第十一条の規定に基づき修学資金の償還の猶予を受けようとする者は、修学資金償還猶予申請書（様式第十号）に条例第五条において準用する看護学生貸付条例第十一条第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証するに足りる書類を添えて知事に提出しなければならない。（届出）

第十三条 修学資金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 休学、復学、又は退学したとき。
- 二 停学その他処分を受けたとき。
- 三 住所又は氏名に変更があつたとき。
- 四 保証人が住所又は氏名を変更したとき。

2 保証人は、修学資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 修学資金の貸付けを受けている者は、特定医療機関において業務に従事したときは、その日から七日以内に、業務従事届（様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出をした者は、当該特定医療機関以外の特定医療機関において業務に従事することとなったとき、又は特定医療機関において業務に従事しなくなつたときは、直ちに業務従事先変更届（様式第十二号）又は業務廃止届（様式第十三号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第一号（第4条関係）

貸付決定番号

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付申請書

宮城県知事 殿

学校の所在地

学年 印
学校名 年 月 日
学生 年 月 日
申請者氏名 年 月 日
生年月日 年 月 日

被災地域看護職員確保対策修学資金の貸付けを受けたいので、被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例第5条において準用する看護学生修学資金貸付条例第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

本 籍 電話番号

現 住 所 電話番号

家族現住所 電話番号

年 月 本人の学歴 事 項

家族の状況

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収（税込）	同・別居の別

貸付けに関する事項

貸付申請月額	円	貸付期間	年度

他種の修学資金の貸与状況

有・無	名称	連帯保証人	金額	月額

申請者が貸付けを受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

推せん書

年 月 日

宮城県知事 殿

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、被災地域看護職員確保対策学資金貸付条則に基づき貸付けを受ける者として
適当と認められるので推せんします。

学校長 印

様式第 3 号 (第 5 条関係)

保証人変更願

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号	保・助・看・准	第 号
------	---------	-----

住 所
氏 名 印

次のとおり保証人の変更を承認してください。
承認の上は、新保証人は本人と連帯して被災地域看護職員確保対策学資金の償還の債務を
負担します。

新	氏 名	印	続柄	年 月 日生
	本 籍			
旧	住 所	〒		
	職 業			
	年 収	税込 円		
	氏 名	〒		
	住 所			

変更の理由

変更年月日 年 月 日

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付決定通知書

年 月 日

学 校 名
氏 名

宮城県知事

印

決定番号

保・助・看・准

第

号

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例第5条において準用する看護学生修学資金貸付
条例第7条の規定により、被災地域看護職員確保対策修学資金(月額 円)を
年度において貸し付けることに決定しましたので通知します。

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

学 校 名
氏 名

宮城県知事

印

あなたは、審査の結果、被災地域看護職員確保対策修学資金の貸付対象者として不承認と決
定したので通知します。

様式第6号(第7条関係)

受領書				
年度分の被災地域看護職員確保対策修学資金を受領しました。				
年 月 日				
宮城県知事 殿				
学 校 名				
決定番号	氏 名	住 所	金 額	受 領 印

様式第7号(第7条関係)

借用証書			
年 月 日			
宮城県知事 殿			
学 校 名			
決定番号	保・助・看・准	第	号
本人氏名			印
連帯保証人			印
連帯保証人			印
<p>被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例に基づき、宮城県から貸付けを受けた修学資金について、次の金額を確かに借用いたしました。</p> <p>なお、この修学資金の償還につきましては、同条例に従い私も連帯して修学資金を一括して償還することを誓約いたします。</p>			
借入金額	円		
借用期間	年度	月額	

様式第 8 号 (第 9 条関係)

被災地域看護職員確保対策修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 保・助・看・准 第 号

住 所
氏 名
印

次のとおり被災地域看護職員確保対策修学資金の償還を免除されたいので申請します。

借 用 金 額

償還免除申請額

貸 付 期 間

申 請 の 理 由

添 付 書 類

年度から 年度まで

様式第 9 号 (第 11 条関係)

被災地域看護職員確保対策修学資金償還明知書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 保・助・看・准 第 号

住 所
氏 名
印

保証人

住 所
氏 名
印

保証人

住 所
氏 名
印

次のとおり償還します。

償 還 額 円

償 還 の 理 由

理由発生日

年 月 日

様式第10号（第12条関係）

看護学生修学資金償還猶予申請書			年 月 日
宮城県知事 殿			
決定番号	保・助・看・准	第	号
住所 氏名 印			
次のとおり，被災地域看護職員確保対策修学資金の償還を猶予されたいので，申請します。			
借 用 金 額			
償還猶予申請額			
希 望 猶 予 期 間	年	月	から 年 月
申 請 の 理 由			
理由発生年月日	年	月	日
添 付 書 類			

様式第11号（第13条関係）

業務従事届			年 月 日
宮城県知事 殿			
決定番号	保・助・看・准	第	号
本 籍 住 所 氏 名 印			
次のとおり業務に従事したので届け出ます。			
業務の種類	保健師 助産師 看護師 准看護師		
登録番号			
登録年月日			
従 事 先	所在地		
	名称		
従事年月日			
添付書類	免許証の写し		
備 考			
上記のとおり，相違ありません。			
年 月 日			印
就業施設の長			印

様式第12号（第13条関係）

業務従事先変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 保・助・看・准 第 号

住所 氏名

下記のとおり業務従事先を変更したので届け出ます。

新	従事年月日	年 月 日
	従事先 所在地 名称	
旧	従事年月日	年 月 日
	従事先 所在地 名称	
変更の理由		
変更日	年 月 日	
添付書類		

- 備考
- 1 新従事先及び旧従事先の業務従事証明書を添付すること。
 - 2 やむを得ない理由により旧従事先から新従事先に引き続き業務に従事できなかった期間があるときは、やむを得ない理由により業務に従事できなかったことを証する書類を添付すること。

様式第13号（第13条関係）

業務廃止届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 保・助・看・准 第 号

住所 氏名

次のとおり業務を廃止しました。

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
業務廃止年月日	年 月 日
従事先	所在地
	名称
廃止の理由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則

在宅心身障害者保養施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「掲げる者」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、「五十一人（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第九項に規定する短期入所に係る定員三人を含む。）を「四十八人」に改め、同条に次の一号を加える。

三 障害福祉サービスを利用する者 三人

第三条の見出し中「納入」を「納入等」に改め、同条中「使用料」の下に「（条例第八条第二項に規定するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第八条第二項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 食事の提供に要する費用の額 一日につき千五百七十円を超えない範囲内で知事が別に定める額

二 滞在に要する費用の額 一日につき三百二十円

第四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 三歳未満の者が使用する場合 十割

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第八条第二項に規定する使用料については、前項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（低炭素建築物新築等計画の認定の申請）

第二条 省令第四十一条第一項の表に掲げる図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定める縮尺によるものとする。

一 配置図 百分の一から千分の一まで

二 各階平面図 五十百分の一から四百百分の一まで

三 立面図 五十百分の一から四百百分の一まで

四 断面図又は矩計図 五十百分の一から二百百分の一まで

五 各部詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第四十一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し

二 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表二百九十五の項一の知事が指定する者が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準以下認定基準（と）に適合することを証する書類（以下「認定基準適合証明書」とい）により当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合することを証明しようとする場合にあっては、当該認定基準適合証明書

三 申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合することを認定基準適合証明書以外の書類により証明しようとする場合にあっては、認定基準に適合することを証するに足りる書類として知事が認めるもの

四 その他知事が必要と認める図書

3 省令第四十一条第一項の申請書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

（認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

第三条 前条の規定は、省令第四十五条に規定する省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更

に係るものについて準用する。

2 省令第四十五条に規定する省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものには、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

(認定の申請等の取下げの届出)

第四条 法第五十三条第一項及び法第五十五条第一項の規定による認定の申請をした者が認定を受ける前にその認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第一号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 認定建築主は、省令第四十四条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届(様式第二号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(認定建築主の変更の届出)

第六条 認定建築主について一般承継があった場合の当該一般承継人又は認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他低炭素建築物の新築等に必要権限の移転があった場合の当該移転を受けた者は、遅滞なく、認定建築主変更届(様式第三号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(工事の完了の報告)

第七条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了した場合は、工事完了報告書(様式第四号)に、低炭素建築物の新築等が行われたことについて確認した内容の書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

2 認定建築主は、知事が法第五十六条の規定による報告を求めた場合(前項に規定する場合を除く。)は、低炭素建築物の新築等状況報告書(様式第五号)により知事に報告しなければならない。

(低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の届出)

第八条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の届出をする場合は、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の届出書(様式第六号)に当該認定低炭素建築物新築等計画に係る認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第一号(第4条関係)

認定申請取下げ届

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	印
下記の(変更)認定申請を取り下げたいので、届け出ます。	
(変更)認定申請年月日	年 月 日
新築等しようとする建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	
受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

(備考)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

軽微な変更届

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
低炭素建築物新築等計画について、省令第44条各号に掲げる軽微な変更をしたので、届け出ます。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
軽微な変更事項	新
	旧
備考	

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

(備考)
1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
2 欄は記入しないでください。

様式第3号(第6条関係)

認定建築主変更届

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
認定建築主の変更をしたので、届け出ます。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
認定建築主の住所及び氏名	(住所) 新 (氏名)
	(住所) 旧 (氏名)
備考	

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

(備考)
1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
2 欄は記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

工事完了報告書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 印	
下記のとおり建築物の工事が完了したので、報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
工事完了年月日	年 月 日
低炭素建築物の新築等が行われたことを確認した建築士等	() 級建築士 () 登録第 号 住所 氏名 () 級建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地 名称
備考	
受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

様式第5号(第7条関係)

低炭素建築物の新築等状況報告書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 印	
法第56条の規定により知事から報告の求めがあった低炭素建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
報告の内容	
受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

(備考)
1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
2 低炭素建築物の新築等が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付してください。
3 欄は記入しないでください。

(備考)
1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
2 欄は記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	印
低炭素建築物の新築等を取りやめるので、下記のとおり申し出ます。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
取りやめる理由	
備考	
受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
班 員 印	

(備考)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 低炭素建築物新築等計画認定通知書を添付してください。
 3 欄は記入しないでください。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県建設業審議会を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年三月二十六日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中、「廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改める。

別表第四中

52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59

を

「

51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
54
55

」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令
単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十九年宮城県訓令甲第十二号）の一
部を次のように改正する。

附則第六項中「には」の下に「、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」
を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から当該差額相当額の三分の一に相当す
る額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生
じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの
間、給料月額のほか、差額相当額から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が一万円を超
える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨
てた額）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百六十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基
づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請及び同法第五十五条第一項の規定に基づく認定低炭素建築
物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項
の表二百九十五の項1の知事が指定する者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四
年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（ただし、業として、建築物を
設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代行し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う
者に支配されていない者に限る。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八
十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（ただし、住宅のみの用途に供する建築物を
対象とした申請又は複合建築物における住戸の部分のみを対象とした申請の場合に限る。）とする。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩